

別 添

三番瀬再生計画（事業計画）答申

平成18年11月7日

1 事業計画（素案）本文の修正

第1章 事業計画の概要

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第2節 第1次事業計画の構成と事業の時間軸整理」</p> <p>そして、本事業計画では、この中から、計画期間内に具体的な取組を行う、継続的事業、緊急・早期着手事業、中期的事業について、その内容を記載しています。</p>	<p>内容について、以下のように追加されたい。</p> <p>そして、本事業計画では、この中から、計画期間内に具体的な取組を行う、継続的事業、緊急・早期着手事業、中期的事業について、その内容を記載しています。</p> <p><u>なお、複数の節にまたがる事業や相互に関係する事業については、調整を図り総合的な施策の展開を進めていきます。</u></p> <p><u>また、原則として県が主体となって取り組む事業を中心に事業計画はまとめておりますが、複数の主体が関係する事業に関しては、あらかじめ県が、関係する主体と協議し、それぞれの事業目標が達成できるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>三番瀬再生事業は個々の事業が、相互に関係して来るものが多く、再生事業全体を見ながら事業間又は節毎の施策間の調整又は総合化を図ることが重要である。</p> <p>また、事業主体も複数にまたがる事業が多々あり、目標達成のため、それらの調整も県が行う必要がある。</p>	<p>計画素案 1頁</p>
<p>「表 事業の時間軸の整理」 「継続的事業」説明欄</p> <p>現時点（平成17年度）で、既に事業に着手しており、計画期間内は継続</p>	<p>内容について、以下のように修正されたい。</p> <p>現時点（平成17年度）で、既に事業に着手しているものであり、三番瀬の</p>	<p>特に継続的事業は、その目的が三番瀬の再生以外も含むものが多数あることから、三番瀬の再生への寄与という視点から継続してきた内容を検討し、継続・充実する必要がある。</p>	<p>計画素案 2頁</p>

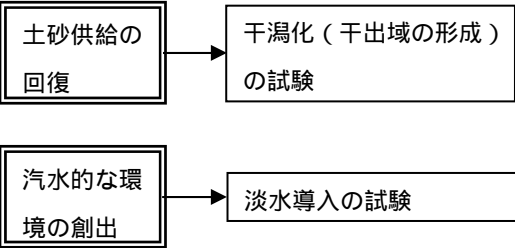
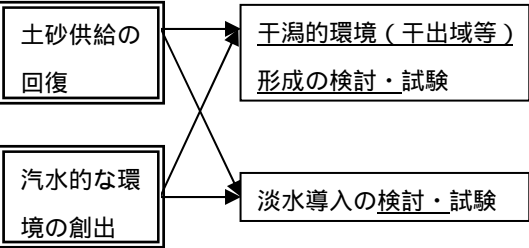
<p>し、若しくは充実させて実施するもの</p>	<p>再生への寄与という視点から検討し、<u>計画期間内は継続、若しくは充実させて実施するもの</u></p>		
<p>「第3節 第一次事業計画における主な取り組み」</p> <p>1 三番瀬の自然再生のための具体的施策</p> <p>生物多様性の回復や海と陸との連続性を回復し、・・・干出域の拡大、海と陸との自然なつながり（後背湿地など）を増やすことなどが重要です。</p> <p>このため、本事業計画では、必要な調査検討を行った後、多様な環境の再生の試みとして、淡水導入の試験や干潟化の試験を実施します。</p> <p>なお、汽水的な環境を創出するための淡水導入等の実施については、現時点では科学的知見が十分といえないことから、・・・事業展開に活用していきます。</p> <p>また、自然（湿地）再生については、・・・重要な事業であり、その実</p>	<p>内容について、以下のように修正されたい。</p> <p>生物多様性の回復や海と陸との連続性を回復し、・・・<u>干潟的環境（干出域等）の拡大、海と陸との自然なつながりや後背湿地の回復</u>などが重要です。</p> <p>このため、本事業計画では、必要な調査検討を行った後、多様な環境の再生の試みとして、淡水導入の試験や<u>干潟的環境（干出域等）形成の試験</u>を実施します。</p> <p>なお、汽水的な環境を創出するための淡水導入、及びそれと一体のものとなる<u>干潟的環境（干出域等）形成促進のための土砂供給の回復等の実施</u>については、現時点では科学的知見が十分といえないことから、・・・事業展開に活用していきます。</p> <p>また、自然（湿地）再生については、・・・重要な事業であり、その実</p>	<p>かつての湿地等を取り戻す等の観点から回復とすべき。</p> <p>干潟化という言葉は「干出域を形成する」意味で使われているが、「干潟的環境（干出域等）を形成」することが重要である。（第2章第1節との整合）</p> <p>淡水導入と干潟的環境（干出域等）形成促進のための土砂供給の回復については相互間連性が高いので併記しておくべきである。</p> <p>自然（湿地）再生については、具体的に取り組む必要がある。</p>	<p>計画素案 2頁～ 3頁</p>

現のため、具体的な調査を進めていきます。	現のため、具体的な <u>取り組みを進めて</u> いきます。		
2 人と自然の共生を実現するための具体的施策 三番瀬は都市化された地域に残された貴重な自然であり、・・・人と共生していくことが重要です。 このため、漁場の生産力の回復を目指して、漁業者等との連携によるアオサの回収・処理策、藻場の造成試験、流れづくりなどの漁場環境の改善に取り組むとともに、ノリ養殖業では養殖技術の改善や品種改良、アサリ漁業では安定生産対策等を実施し、三番瀬の漁業を振興します。	内容について、以下のように修正されたい。 三番瀬は都市化された地域に残された貴重な自然であり、・・・人と共生していくことが重要です。 このため、 <u>三番瀬の生態系や水・底質環境との関わりに留意しつつ、生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生に向けた取り組みやノリ養殖業及びアサリ漁業の生産対策、三番瀬漁業への理解につながる取組等により、三番瀬の漁業を振興します。</u>	漁業は、環境依存型・環境維持型の産業であり、漁業と生態系との関わりを記述する必要がある。 (第2章第3節との整合) 一方、個別事業の具体的な内容は2章第3節の計画事業の中に記述されているので、第1章では簡略化する方が適切である。	計画素案 3頁
4 三番瀬の自然環境のモニタリング等 4 三番瀬の自然環境のモニタリング等	表題について、以下のように修正されたい。 4 <u>三番瀬再生のためのモニタリングと順応的管理等</u>	三番瀬再生事業はモニタリングをしながら順応的管理により進めることが重要であり、再生事業全体に関わる事項である。	計画素案 3頁
第3節全体及び第4節全体	第3節全体を第4節とし、第4節全体を第3節とされたい。	「第一次事業計画の目標」を「第一次事業計画における主な取り組み」より前に記述したほうが分かりやすい。	計画素案 2頁～ 4頁

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第1節干潟・浅海域」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>(第一段落省略)</p> <p>このため、干潟化に関する試験や淡水導入に関する試験を、必要な調査を行い検討した上でモニタリングをしながら順応的管理により取り組んでいきます。</p> <p>また、海と陸との自然のつながる場所をふやすため、行徳湿地の再整備や漁業者等との連携による藻場の造成試験を行います。</p>	<p>【第1次事業計画の目標】について、以下のように修正されたい。</p> <p>(第一段落省略)</p> <p>このため、<u>淡水導入および土砂供給方法については、自然のメカニズムの一部であるとの認識に立って、課題整理・検討を行い、必要な調査・検討をした上で干潟的環境（干出域等）形成に関する試験や淡水導入に関する試験を実施します。試験にあたっては、モニタリングをしながら順応的管理により取り組んでいきます。</u></p> <p>また、海と陸との自然のつながる場所をふやすため、行徳湿地の再整備や漁業者等との連携による藻場の<u>調査研究や造成試験</u>を行います。</p>	<p>淡水導入および土砂供給を行なう場合、既存のデータ等を活用し、課題整理や方法の検討が必要であり、長期計画における1ステップとしての位置づけも明確にする必要がある。</p> <p>干潟化という言葉は「干出域を形成する」意味で使われているが、「干潟的環境(干出域等)を形成」することが重要である。干潟は、本来、陸と海の連続性が確保され、海だけでなく、河川、後背湿地と関係深く、波、流れ等を含めた環境のうえに成り立つ自然のメカニズムの一部であるという認識を持ち、その視点を入れる必要がある。</p> <p>藻場の造成試験と並行して調査研究を行い、藻場の成立条件を把握し、適した環境や構成種の検討、場の選定を行って、環境条件を整える必要がある。</p>	<p>計画素案 6頁</p>

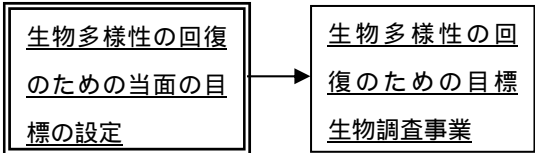
<p>【施策の体系図】</p>  <p>【計画事業】</p> <p>1 干潟化（干出域の形成）の試験</p> <p>・事業名</p> <p>1 干潟化（干出域の形成）の試験</p> <p>・5か年の目標</p> <p>干潟化試験の実施</p> <p>・事業内容：</p> <p>（第一段落省略）</p>	<p>【施策の体系図】について、以下のよう に修正されたい。</p>  <p>事業名について、以下のよう に修正されたい。</p> <p>1 <u>干潟的環境（干出域等）形成の検 討・試験</u></p> <p>5か年の目標について、以下のよう に修正されたい。</p> <p><u>干潟的環境（干出域等）形成の検討・ 試験の実施</u></p> <p>事業内容について、以下のよう に修正されたい。</p> <p>（第一段落省略）</p>	<p>土砂供給の回復等のためには、河川 等からの淡水導入と干潟的環境の形 成が一体となることが重要である。</p> <p>第1次事業計画の目標における修 正理由に同じ。</p> <p>第1次事業計画の目標における修 正理由に同じ。</p> <p>第1次事業計画の目標における修 正理由に同じ。</p>	<p>計画素案 7頁</p> <p>計画素案 8頁</p>
--	---	--	---------------------------------------

<p>また、三番瀬への土砂の流入と流出のバランスが全体的に崩れているものと推測されることから、緩慢な土砂供給を人為的に行う等して、干出域の形成に取り組むことが重要です。</p> <p>このため、干潟再生に関する事例の収集や現況の把握、課題の整理を行い、目指す環境、試験場所や規模、工法・安定性等を検討します。</p> <p>これらの検討を踏まえ、三番瀬の生態系等への事前の影響予測を行い、干潟化の試験を小規模に実施し、モニタリングをしながら「順応的管理」により取り組んでいきます。</p>	<p>また、三番瀬への土砂の流入と流出のバランスが全体的に崩れているものと推測されることから、<u>現在残る干潟的環境を保全しつつ、緩やかな土砂供給を河川等から自然にあるいは人為的に行う等して、干出域の形成に取り組むことが重要です。</u></p> <p>このため、<u>三番瀬への土砂供給方法の課題整理、検討を開始します。その際、干潟的環境は河川等からの土砂流入や波・流れ等による土砂移動によって自然に形成されてきたことを踏まえ、河川・堰・水路等複数のルートについて検討します。また、緩やかな人為的な土砂供給による干潟環境再生に関する事例の収集や現況の把握、課題の整理を行い、目指す環境、試験場所や規模、方法・安定性等を検討します。</u></p> <p>これらの検討を踏まえ、三番瀬の生態系や<u>漁場環境等への事前の影響予測を行い、漁業者など関係者と協議しながら、干潟環境形成の試験を小規模に実施し、モニタリングをしながら「順応的管理」により取り組んでいきます。</u></p>	<p>干潟・浅海域という場の再生を検討する上では、「漁場環境」への影響予測を行うことが必要である。</p> <p>漁場として利用・管理してきた漁業者の経験的知見を踏まえて検討を進めることが不可欠であることから、「漁業者など関係者との協議」を加筆する必要がある。</p>	
--	--	--	--

<p>2 淡水導入の試験</p> <p>・事業名</p> <p>2 淡水導入の試験</p> <p>・5か年の目標</p> <p>淡水導入試験の実施</p> <p>・事業内容</p> <p>(第一、第二段落省略) これらの検討を踏まえ、汽水域の創出効果や三番瀬の生態系、漁業等への事前の影響予測を行い、淡水導入の試験を小規模に実施し、モニタリングをしながら「順応的管理」により取り組んでいきます。</p>	<p>事業名について、以下のように修正されたい。</p> <p>2 淡水導入の<u>検討</u>・試験</p> <p>5か年の目標について、以下のように修正されたい。</p> <p>淡水導入の<u>検討</u>・試験の実施</p> <p>事業内容について、以下のように修正されたい。</p> <p>(第一、第二段落省略) これらの検討を踏まえ、汽水域の創出効果や三番瀬の生態系、<u>漁場環境</u>等への事前の影響や<u>効果の予測</u>を行い、<u>漁業者など関係者と協議しながら</u>、淡水導入の試験を小規模に実施し、モニタリングをしながら「順応的管理」により取り組んでいきます。</p>	<p>第1次事業計画の目標における修正理由に同じ。</p> <p>第1次事業計画の目標における修正理由に同じ。</p> <p>干潟・浅海域という場の再生を検討する上では、経済行為等を含む「漁業」よりも漁業生産の場を示す「漁場環境」と記述するほうが適切である。 「影響」のみだとマイナスの印象があるため、積極的に改善される可能性が伝わるよう、「効果」を加筆する必要がある。</p>	
---	---	---	--

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第2節 生態系・鳥類」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>（第一、第二、第三段落省略） そして、三番瀬の中長期的な自然環境の変動を把握するため、三番瀬の生物とそれを取り巻く環境に関する定期的な調査等を継続して実施します。</p> <p>【施策の体系図】</p>	<p>【第1次事業計画の目標】について、以下のように追加されたい。</p> <p>（第一、第二、第三段落省略） そして、三番瀬の中長期的な自然環境の変動を把握するため、三番瀬の生物とそれを取り巻く環境に関する定期的な調査等を継続して実施します。 <u>さらに、生物多様性の回復の度合いを県民にわかりやすく示すため、当面の目標として、回復の目安となる生物種の選定等を行います。</u></p> <p>【施策の体系図】について、以下のように追加されたい。</p> <p>追加</p>  <pre> graph LR A["生物多様性の回復のための当面の目標の設定"] --> B["生物多様性の回復のための目標 生物調査事業"] </pre>	<p>生物多様性の回復のため、県民にわかりやすい当面の目標として、回復させる生物種を選定し、目標の共有化を図ることが必要である。</p> <p>上述の目標を受け、施策の体系図にも位置づけが必要である。</p>	<p>計画素案 10頁</p> <p>計画素案 11頁</p>

2 新規事業の提案（35の計画事業以外に、新たな取組が望まれる事項）

節・事業名	事業内容		提案理由 (5か年で取り組むべき理由)	備考
	5か年の目標	必要性、目的及び取組内容等		
<p>「第2節 生態系・鳥類」</p> <p>生物多様性の回復のための目標生物調査事業</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p>	<p>かつての生物多様性の回復のための当面の目標生物種の選定と再生のための調査・検討</p>	<p>生物多様性の回復の度合いを県民にわかりやすく示すため、当面の目標として、回復の目安となる生物種の選定等を行うことが必要です。</p> <p>このため、目標生物種(動・植物)を選定するとともに、当該生物の生活史・生態系の中での位置付けや生息環境条件等について、情報や事例を収集します。</p> <p>また、その再生に向け、具体的な対策につながるよう、生物と環境の関係を整理します。</p>	<p>生物多様性の回復のため、県民にわかりやすい当面の目標を設定することが必要である。</p> <p>このため、目標生物と生息環境条件の関係や、過去の生息状況・減少の過程などを整理し、再生のための調査・検討を行う必要がある。</p> <p>また、県民の賛同を得て再生を進めるためには、再生が進むプロセス等を知ってもらうことも、重要である。</p> <p>例えば、漁業やレジャーを通じて人々が親しんできた生物の生態は、相対的に情報が多く、住民などに情報提供を求める中で、調査・検討に多くの人々が参加することが期待される。</p>	<p>計画素案 13頁</p>

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第3節 漁業」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>安定した生産と収入が得られる三番瀬の漁業を実現するためには、漁場の生産力の回復を図ることが重要です。</p> <p>このため、漁業生産の安定に向けて、流れづくり等の検討やアオサ対策、藻場の造成試験等の漁場環境の改善に取り組むとともに、ノリ、アサリに関する調査・研究等を進め、三番瀬の漁業を振興します。</p>	<p>【第1次事業計画の目標】について、以下のように修正されたい。</p> <p><u>三番瀬の生態系や水・底質環境に係る他節の諸事業との関連に留意しつつ、生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生、漁業の振興による水質浄化機能の向上、後継者の育成、千産千消の需給システム構築を図ることにより、安定した生産と収入の得られる漁業の実現を目指すことが重要です。</u></p> <p><u>この目標を達成するため、第1次事業計画期間においては、生産性の低下要因の解明に努めるとともに、漁場の改善方法の検討やアオサ対策、藻場の造成試験等に取り組み、併せてノリ、アサリに関する調査・研究等を進めます。</u></p> <p><u>また、漁業者による三番瀬の漁業に関わる様々な情報発信の取組を支援して、消費者の理解を求めていきます。</u></p>	<p>三番瀬における漁業の位置づけを以下の視点から再整理し、その上で第1次事業計画で取り組む目標を記載することが適当である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業は、環境依存型・環境維持型の産業であり、漁業に関する施策の推進に当たっては、三番瀬の生態系や水・底質環境に係る他節の諸事業との関連に十分留意して、生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生及び、漁業の振興による水質浄化機能の向上に結びつけていく必要があること 2 漁業者から三番瀬の漁業や漁業を取り巻く状況を積極的に情報発信し、消費者の理解を求めることは、将来にわたり安定した生産と収入の得られる三番瀬の漁業につながり、ひいては漁業後継者の育成の面からも必要であること 	<p>計画素案 15頁</p>

<p>【施策の体系図】</p> <pre> graph TD A[漁場環境の改善] --> B[三番瀬漁場環境の改善] A --> C[以下、省略] </pre>	<p>【施策の体系図】について、以下のように修正されたい。</p> <pre> graph TD D[生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生] --> E[低生産性漁場の改善方法の検討] D --> F[以下、省略] </pre> <p>追加</p> <pre> graph TD G[三番瀬漁業の理解の促進] --> H[漁業者と消費者を結ぶ取組] </pre>	<p>施策の柱のひとつに掲げている「漁場環境の改善」は、漁場の改善に特化した表現であるため、他節との関連を考慮して、基本計画にある「生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生」に変更することが適当である。</p> <p>また、計画事業のうち「三番瀬漁場環境の改善」は、抽象的な表現であるため、計画事業の主旨が明確になるよう事業名を「低生産性漁場の改善方法の検討」に変更することが適当である。</p> <p>漁業者から三番瀬の漁業に関わる様々な情報を積極的に発信し、消費者の理解を求めることは漁業の振興において重要な取組であることから、計画事業に「漁業者と消費者を結ぶ取組」として位置づける必要がある。</p>	<p>計画素案 16頁</p>
---	--	--	---------------------

<p>【計画事業】</p> <p>・事業名</p> <p>1 三番瀬漁場環境の改善</p> <p>・5か年の目標</p> <p>漁業環境改善の推進</p>	<p>事業名について、以下のように修正されたい。</p> <p>1 <u>低生産性漁場の改善方法の検討</u></p> <p>5か年の目標について、以下のように修正されたい。</p> <p><u>三番瀬漁場の生産性改善策の整理と評価</u></p>	<p>事業名の「三番瀬漁場環境の改善」は抽象的な表現であるため、計画事業の主旨が明確になるように事業名を「低生産性漁場の改善方法の検討」に変更することが適当である。</p> <p>事業名の変更に伴い、5か年の達成目標を、生産性の低下している漁場の改善策の整理とその評価に変更することが適当である。</p>	<p>計画素案 17頁</p>
---	--	--	---------------------

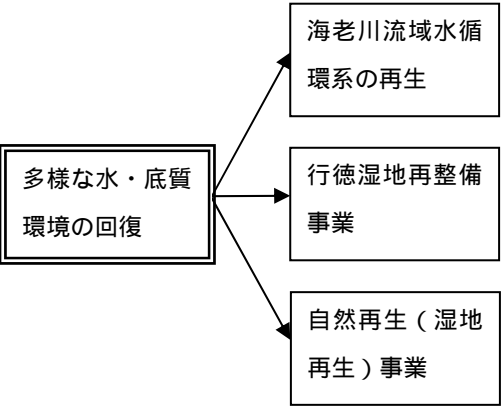
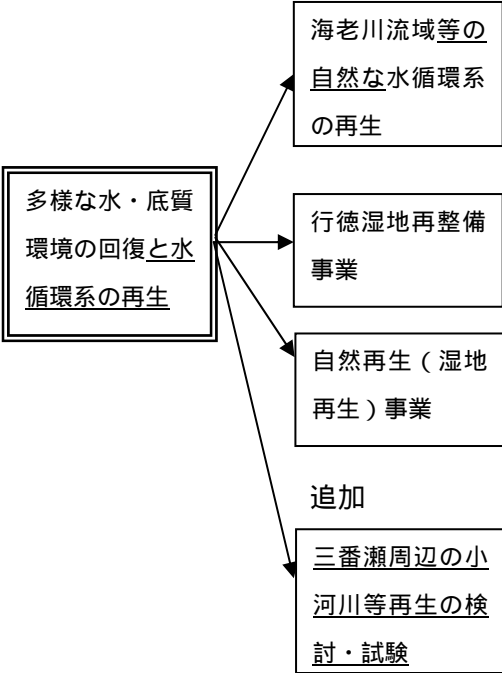
2 新規事業の提案（35の計画事業以外に、新たな取組が望まれる事項）

節・事業名	事業内容		提案理由 (5か年で取り組むべき理由)	備考
	5か年の目標	必要性、目的及び取組内容等		
<p>「第3節 漁業」</p> <p>8 漁業者と消費者を結ぶ取組</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>「千産千消」やブランドづくりの取組支援</p>	<p>三番瀬の漁業を活性化させるためには、漁業への幅広い県民の理解が必要です。</p> <p>このため、県下全域における取組との整合を図りつつ、「千産千消」やブランドづくりの取組等、漁業者による三番瀬の漁業に関わる様々な情報発信を支援して消費者との結びつきを深めていきます。</p>	<p>人と三番瀬との共生において、三番瀬漁業への理解の深まりと、海の恵みを地域で共有し合えることが緊要なことから、計画事業にその取組を位置づけるべきである。</p>	<p>計画素案 19頁</p>

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第4節 水・底質環境」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>生物多様性を回復し、環境の回復力を確保するためには、多様な水・底質環境の回復や流入河川及び東京湾の水質改善などを進めることが重要です。</p> <p>このため、行徳湿地と三番瀬との海水交換の促進等を実施するとともに、湿地再生に向けた調査などに取り組みます。</p> <p>また、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大を図るため、干潟化の試験や淡水導入の試験を実施します。</p> <p>そして、河川および東京湾の水質改善や赤潮・青潮の発生抑制を図るため、生活排水対策や産業排水対策等を実施し、流入する汚濁負荷量を削減するとともに、水質汚濁の監視や青潮に関する情報提供を継続して実施します。</p>	<p>【第1次事業計画の目標】について、以下のように修正されたい。</p> <p>生物多様性を回復し、環境の回復力を確保するためには、多様な水・底質環境の回復や流入河川及び東京湾の水質改善などを進めることが重要です。<u>また、水循環系の再生のため、樹林地・湧水の保全、流入河川の多自然化などについて、海からの視点や海への効果も長期的な視野に入れながら、自然のメカニズムが働く豊かな環境を取り戻すことが重要です。</u></p> <p>このため、行徳湿地と三番瀬との効果的な海水交換の促進等を実施するとともに、<u>湿地再生の実現など</u>に取り組みます。</p> <p>また、<u>海老川流域水循環系の再生や、再生のモデルケースとして、三番瀬周辺の小河川等の多自然化などの試みを行うとともに、環境学習の題材などにも活用していきます。</u></p> <p>さらに、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大を図るため、<u>干潟的環境（干出域等）形成の試験や淡水</u></p>	<p>計画事業の中で、水質改善以外にも、水循環系の再生などがあげられており、目標にも入れておく必要がある。</p> <p>また、三番瀬再生の事業計画であることから、海からの視点をもった検討が必要である。長期的には、森川海へと、流域の水循環と自然のメカニズムが働くよう再生していく必要がある。</p> <p>水循環を通じ、三番瀬周辺の小河川等の再生を図ることにより、三番瀬再生への端緒にする。また、県民・地域住民等が、実体験として再生への参加が可能になる。</p>	<p>計画素案 21頁</p>

<p>【施策の体系図】</p> 	<p>導入の検討・試験を実施します。 そして、<u>河川および東京湾の水質改善や赤潮・青潮の発生抑制を図るため、生活排水対策や産業排水対策等を強化し、流入する汚濁負荷量を削減するとともに、水質汚濁の原因の調査や監視、青潮に関する情報提供を継続して実施</u>します。</p> <p>【施策の体系図】を、以下のように修正されたい。</p> 	<p>三番瀬の水環境を良くするためには、陸域、河川からの化学物質や汚濁負荷のいっそうの削減が重要である。</p> <p>上述の目標を受け、施策の体系図にも位置づけが必要である。</p>	<p>計画素案 22頁</p>
--	---	--	---------------------

<p>【計画事業】</p> <p>1 海老川流域水循環系の再生(湧水の保全と再生)</p> <p>・事業名</p> <p>1 海老川流域水循環系の再生(湧水の保全と再生)</p> <p>・5か年の目標</p> <p>海老川流域の湧水の保全と再生のため、雨水浸透対策を促進</p> <p>・事業内容</p> <p>(第一段落省略)</p>	<p>事業名について、以下のように修正されたい。</p> <p>1 海老川流域等の自然な水循環系の再生(湧水の保全と再生)</p> <p>5か年の目標について、以下のように修正されたい。</p> <p>海老川流域の湧水の保全と再生のため、<u>樹林地の保全と再生を図りつつ、残された湧水源を保全し、まちづくりのさまざまな場面での雨水浸透対策を促進等</u></p> <p>事業内容について、以下のように修正されたい。</p> <p>(第一段落省略)</p>	<p>海老川流域の水循環系の再生にあたっては、自然のメカニズムが働くよう進めていく必要がある。</p> <p>また、雨水浸透施設の設置のほか、樹林地や緑地の保全など、さまざまな対策を、関係市や住民と協働しながら、幅広く進めていくことが重要である。</p> <p>さらに、真間川流域においても、水循環系の再生に向け、取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>上に同じ。</p> <p>上に同じ。</p>	<p>計画素案 23頁</p>
--	--	---	---------------------

<p>この海老川流域の清らかで豊かな流れを創出するため、雨水浸透施設の設置を奨励するパンフレットの配布や建築・排水確認申請時における官民一体となった設置指導を行い、流域住民の啓発に努め、雨水浸透対策の促進を図ります。</p>	<p><u>このため、樹林地、緑地などの保全・再生や、遊水池を多自然化し、河川と面的につなげることにより、貯水、浸透、自然浄化、治水機能を高めていくことが重要です。</u></p> <p><u>この海老川流域の清らかで豊かな流れを創出するため、まず、流域の市や住民と協働しながら、既存の樹林地の保全など内陸部の緑地保全を進めるとともに、雨水浸透施設の設置を奨励するパンフレットの配布や建築・排水確認申請時における官民一体となった設置指導を行い、流域住民の啓発に努めつつ、多様な手段による総合的な雨水浸透対策の促進を図ります。</u></p> <p><u>また、下水高度処理水の河川への還元導水事業を推進し、平常時流量の確保や水質の改善を図ります。</u></p> <p><u>さらに、真間川流域においても、「真間川流域水循環系再生構想書」に基づき、具体的な実施施策を盛り込んだ行動計画の策定などに、取り組みます。</u></p>		
<p>2 - (2) 産業排水対策</p> <p>・事業内容： （第一段落省略） この水質総量規制により、段階的に汚濁負荷量を削減するとともに、事業場への立入検査等により規制基準の遵守状況を把握し、必要に応じて処理</p>	<p>事業内容について、以下のように追加されたい。</p> <p>（第一段落省略） この水質総量規制により、段階的に汚濁負荷量を削減するとともに、<u>関連事業場に対して汚濁防止の徹底を求め、事業場への立入検査等により規制</u></p>	<p>排水量の多い事業場からの汚染は海域に打撃を与える可能性があるため、監視できる仕組みを検討し、徹底していく必要がある。</p>	

<p>施設の改善、設置等の指導を行います。</p> <p>2 - (3) 流域県民に対する啓発</p> <p>・ 事業内容 (第一段落省略) このため、リーフレット、ホームページ等の媒体を用いて広報・啓発活動を行います。</p>	<p>基準の遵守状況を把握し、必要に応じて処理施設の改善、設置等の指導を行います。</p> <p><u>また、排水量の多い事業場については、汚濁負荷量を自動測定するなど、異常な負荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組みを検討し、監視を徹底していきます。</u></p> <p>事業内容について、以下のように修正されたい。</p> <p>(第一段落省略) このため、<u>自分で使う水の由来、排水の行方、陸の水利用と海との関係性を、流域住民に知ってもらうためのマップ等の作成を行うなど、リーフレット、ホームページ等の各種媒体を用いて広報・啓発活動を行います。</u></p>	<p>東京湾への汚濁負荷の多くが生活系からの排水であり、自分の流した水が海につながっていることを認識してもらう必要がある。</p> <p>特に、日常生活の中で、自分の使う水がどこから来て、汚した水がどこに流れていくのかを知ってもらうことにより、自分の問題として、身近にできる水質保全対策を実施してもらう必要がある。</p>	<p>計画素案 24頁</p>
--	---	---	---------------------

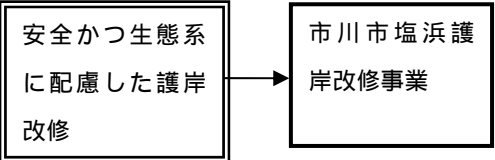
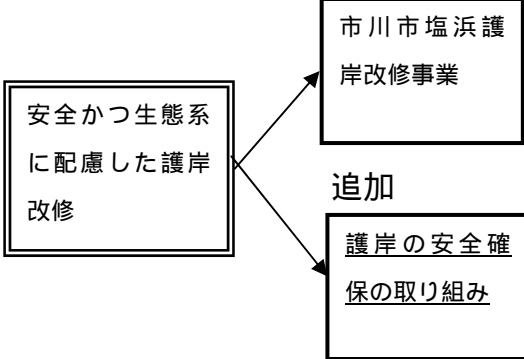
2 新規事業の提案（35の計画事業以外に、新たな取組が望まれる事項）

節・事業名	事業内容		提案理由 (5か年で取り組むべき理由)	備考
	5か年の目標	必要性、目的及び取組内容等		
<p>「第4節 水・底質環境」</p> <p>三番瀬周辺の小河川等再生の検討・試験</p> <p>(中期的事業)</p>	再生可能な小河川等の整理・検討と試験の実施	<p>水循環系の再生のため、モデルケースとして、三番瀬周辺の小河川等において、多自然化など、再生の試みを行うことが重要です。</p> <p>このため、再生可能な小河川等を整理・検討し、多自然化と汽水域や後背湿地の復元など、自然浄化機能の向上のための取り組みとして、小規模な試験を実施します。</p> <p>また、再生に際しては、多くの主体が参加できるよう努め、試験を通して、自然再生の体験やノウハウの蓄積を図ります。</p>	<p>水循環を通じ、三番瀬周辺の小河川等の再生を図ることにより、三番瀬再生への端緒にする。</p> <p>また、県民・地域住民等が、実体験として自然再生への参加が可能になり、ノウハウを持った人の育成も可能になる。</p>	計画素案 24頁

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第5節 海と陸との連続性・護岸」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>海と陸との連続性の回復を図るためには、・・・・・・・・より良い工夫を施しながら進めていきます。</p> <p>また、海と陸との連続性の回復や、・・・・・・・・湿地の復元など護岸の海側及び陸側における自然再生の実現を図るため、<u>調査に取り組みます。</u></p>	<p>【第1次事業計画】について、以下のように修正されたい。</p> <p>海と陸との連続性の回復を図るためには、・・・・・・・・より良い工夫を施しながら進めていきます。 <u>その他、安全性が確保されていない護岸については、必要な調整・検討を早急に進めます。</u></p> <p>また、海と陸との連続性の回復や、・・・・・・・・湿地の復元など護岸の海側及び陸側における自然再生の<u>実現に取り組みます。</u></p>	<p>塩浜1丁目護岸は、安全性が確保されていないにもかかわらずその整備主体や手法が整理されていないことから、早急に調整・検討する必要がある。</p> <p>自然再生事業について、5年間の目標が調査のみというのは、不十分であり、自然再生（湿地再生）の実現に取り組むべきである。</p>	<p>計画素案 28頁</p>

<p>【施策の体系図】</p>  <p>【計画事業】</p> <p>自然再生（湿地再生）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 か年の目標 <p>自然再生（湿地再生）に向けた調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 <p>検討結果を踏まえて、・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・調整を図りながら、 自然再生の実現に向けた調査に取り組みます。</p>	<p>【施策の体系図】について、以下のように修正されたい。</p>  <p>5 か年の目標を以下のように修正されたい。</p> <p>自然再生（湿地再生）の実現に向けた取り組み</p> <p>事業内容を以下のように修正されたい。</p> <p>検討結果を踏まえて、・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・調整を図りながら、 自然再生の実現に取り組めます。</p>	<p>事業の追加による修正。</p> <p>5 年間の目標が調査のみというのは、不十分であり、自然再生（湿地再生）の実現に取り組むべきである。</p> <p>上に同じ。</p>	<p>計画素案 28頁</p> <p>計画素案 29頁</p>
---	--	--	---

2 新規事業の提案（35の計画事業以外に、新たな取組が望まれる事項）

節・事業名	事業内容		提案理由 (5か年で取り組むべき理由)	備考
	5か年の目標	必要性、目的及び取組内容等		
<p>「第5節 海と陸との連続性・護岸」</p> <p>護岸の安全確保の取組み</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p>	<p>護岸の安全確保に向けた具体的な取組みの実施</p>	<p>塩浜1丁目をはじめとして、塩浜2丁目と3丁目の区域以外にも安全性が確保できていない護岸があり、特に塩浜1丁目護岸は早急な改修が必要です。</p> <p>このため、三番瀬において安全性が保たれていない護岸を把握し、安全かつ生態系に配慮した改修がなされるように、市川漁港の改修等も視野に入れながら事業主体など、必要な調整・検討を早急に進めます。</p>	<p>塩浜2丁目、3丁目以外にも安全性が確保できていない護岸があり、特に塩浜1丁目の改修は2、3丁目と同等に緊急を要し、まずは事業主体の調整から早急に取り組むべきである。</p> <p>また、市川市により検討が進められている市川市塩浜1丁目の漁港整備の計画と調整を図る必要がある。</p>	<p>計画素案 29頁</p>

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>記述なし</p> <p>【施策の体系図】</p> <p>記述なし</p>	<p>【第1次事業計画の目標】について、以下のとおり追加されたい。</p> <p>地元市の主体的な取り組みを最大限尊重しつつ、三番瀬周辺地域全体として、より効果的な取り組みが行われることが必要です。 このため、地元市や住民、地権者、漁業者、NPO等の関係者が適切な役割分担のもと、協力・連携して、三番瀬を活かしたまちづくりを進めていくことができるよう、所要の場を設定するなどの努力を行っていきます。</p> <p>【施策の体系図】について、以下のとおり追加されたい。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>追加</p> <p>三番瀬を活かしたまちづくりの推進</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-left: 10px;"> <p>追加</p> <p>調和のとれたまちづくりの取り組み</p> </div> </div>	<p>三番瀬を活かしたまちづくりは広く地域住民等から期待されているところであり、まちづくりの主体である各市の計画・構想等や地権者等との取り組みを尊重しつつ、広域的な調整主体としての県の役割を明記すべきである。</p> <p>新規事業を追加した。</p>	<p>計画素案 31頁</p>

2 新規事業の提案（35の計画事業以外に、新たな取組が望まれる事項）

節・事業名	事業内容		提案理由 (5か年で取り組むべき理由)	備考
	5か年の目標	必要性、目的及び取組内容等		
<p>「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」</p> <p>三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組</p> <p>(中期的事業)</p>	<p>三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくり方法の検討に向けた地域協議の場の設置</p>	<p>三番瀬周辺区域全体として、海と人とのつながりや地域文化を尊重しつつ、三番瀬の再生に向けたより効果的なとりくみが行われることが必要です。</p> <p>そこで、土地利用計画のあり方、大規模開発のあり方、海から見た良好な景観の形成の方法など、三番瀬周辺区域における全体に調和のとれたまちづくり方法について検討するため、広域的な観点から地域協議の場の設置を図っていきます。</p>	<p>事業計画の目標を実現するため早急な取組が必要である。まちづくりについて具体的な計画作りが進められている地元市もあり、広域的な観点から三番瀬周辺区域における全体に調和のとれたまちづくり方法について協議・検討するための場の設置など、具体的な取組を早急に行うべきである。</p>	<p>計画素案 31頁</p>

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第7節 海や浜辺の利用」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>三番瀬をふるさとの海として実感できるようにするためには、人が海と親しめる場所や機会の確保を図るとともに、利用についてのルールづくりを進めることが重要です。 このため、・・・・・・より良い工夫を施していきます。 また、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、<u>湿地の復元など自然再生の実現を図るため、調査に取り組みます。</u> 生態系や漁業に配慮した海や浜辺の利用について、住民参加のもとでルールづくりに取り組んでいきます。</p> <p>【計画事業】</p> <p>ルールづくりの取り組み</p> <p>・5か年の目標</p>	<p>【第1次事業計画の目標】について、以下のように修正されたい。</p> <p>三番瀬をふるさとの海として実感できるようにするためには、人が海と親しめる場所や機会の確保を図るとともに、<u>賢明な利用についてのルールづくり等</u>を進めることが重要です。 このため、・・・・・・より良い工夫を施していきます。 また、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、<u>干潟的環境（干出域等）形成に関する試験や、湿地の復元等自然再生の実現に取り組みます。</u> 生態系や漁業に配慮した海や浜辺の利用について、<u>漁業者、地域住民、利用者等の参加のもとでルールづくりに取り組んでいくとともに、ルールの的確な運用を進めていきます。</u></p> <p>5か年の目標について、以下のよう</p>	<p>三番瀬の利用に当たっては、かつての生態系の回復を図りつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することを旨とする賢明な利用という視点に立って、住民参加のもとにルールづくりを進めていくとともに、既定のルールについては適切に運用していくことが重要である。 このことから、第1次事業計画の目標に「賢明な利用」と「ルールの的確な運用」を盛り込む必要があります。 また、人が三番瀬とふれあい・学ぶためには干潟の再生は不可欠であり、第1次事業計画の目標に記述しておくべきである。</p> <p>三番瀬の利用に当たっては、賢明な</p>	<p>計画素案 32頁</p> <p>計画素案 33頁</p>

<p>海や浜辺の利用のルールづくりに向けた地域協議の場の設置</p> <p>・事業内容</p> <p>将来にわたって人と自然がふれあい、・・・・海や浜辺の利用に当たってのルールづくりを進めていく必要があります。</p> <p>そのため、三番瀬の利用実態を調査し、関係団体の利用に対する考え方を整理し、利用者や関係者、関係機関と情報の共有や意見交換などの地域協議の場の設置を図っていきます。</p>	<p>に修正されたい。</p> <p>海や浜辺の賢明な利用のルールづくりに向けた地域協議の場の設置</p> <p>事業内容について、以下のように修正されたい。</p> <p>将来にわたって人と自然がふれあい、・・・・海や浜辺の<u>賢明な利用に当たってのルールづくりとルールの的確な運用</u>が必要です。</p> <p>そのため、三番瀬の利用実態を調査し、関係団体の利用に対する考え方を整理し、<u>漁業者、地域住民、利用者、関係機関等</u>と情報の共有や意見交換等を行うための地域協議の場の設置を図っていきます。</p> <p>また、<u>密漁への対策をはじめとする海や浜辺の利用に関する既定のルールの遵守を図るため、その的確な運用が図れるよう努力して</u>いきます。</p>	<p>利用という視点に立って、住民参加のもとにルールづくりを進めていくとともに、既定のルールについては的確に運用していくことが重要であることから、第1次事業計画の目標に「賢明な利用」と「ルールの的確な運用」を盛り込む必要がある。</p> <p>なお、新たな枠組によるルール化の検討を進める一方で、既定のルールについては、周知徹底を図るとともに、それを担保する取組を強化する必要がある。</p> <p>上に同じ。</p>	
--	--	---	--

1 事業計画（素案）本文の修正

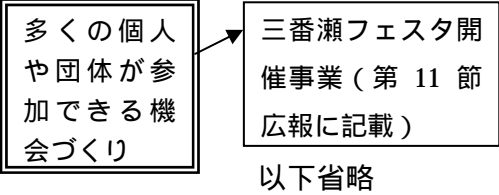
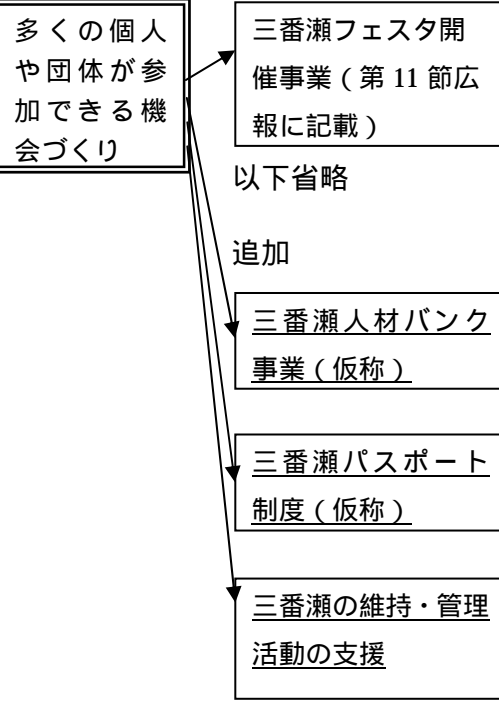
第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第8節 環境学習・教育」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>記述なし</p>	<p>【第1次事業計画の目標】について、以下のように追加されたい。</p> <p><u>三番瀬の再生をすすめて行くためには、より広範に多くの人三番瀬に関心を持ち、再生への活動に参加できるようにして行く必要があります。</u></p> <p><u>このため、</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>環境学習・教育に関する検討委員会の設置</u> 2. <u>環境学習・教育に関する人材育成</u> 3. <u>三番瀬に関する環境学習・教育活動の支援</u> <p><u>を行います。</u></p>	<p>第1次事業計画の目標が記載されていないが、三番瀬環境学習施設等検討委員会における議論を踏まえて、少しでも具体的な目標を書き込むべきであるとの理由から目標を記載すべきである。</p> <p>目標の設定に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既に三番瀬環境学習施設等検討委員会が設置されており、この検討委員会における議論を踏まえて、 2 環境学習・教育に関する人材育成 3 三番瀬に関する環境学習・教育活動の支援 <p>を記載する。</p>	<p>計画素案 34頁</p>

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第9節 維持・管理」</p> <p>【第1次事業計画の目標】</p> <p>三番瀬の自然環境の再生は、・・・が重要です。 このため、・・・を実施します。</p> <p>また、・・・を進めます。 そして、・・・合同調査、自然環境データベースの構築等を実施、三番瀬の自然環境のモニタリング体制を確立します。</p>	<p>【第1次事業計画の目標】について、以下のように修正されたい。</p> <p>三番瀬の自然環境の再生は、・・・が重要です。 このため、・・・を実施します。 <u>さらに、漁業者や地域住民をはじめ多くの人々が広域的につながりをもって協働できる様々な手法について検討を進めます。</u></p> <p>また、・・・を進めます。 そして、・・・合同調査、自然環境データベースの構築等を実施するとともに、<u>水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応するために、三番瀬の自然環境のモニタリング体制を確立します。</u> また、<u>クリーンアップ活動等、地元市や地域住民などによって行われている維持・管理活動や調査活動を支援して行きます。</u></p>	<p>第1次事業計画の目標に、新規事業として追加提案があった、三番瀬パスポート制度（仮称）、三番瀬の維持・管理活動の支援に対応する記述が欠けているため、これに対応する記述を追加すべきである。</p> <p>また、三番瀬の自然環境のモニタリング体制を整える理由を明確にするため、これに対応する記述を追加すべきである。</p>	<p>計画素案 35頁</p>

<p>【施策の体系図】</p>  <p>多くの個人や団体が参加できる機会づくり</p> <p>三番瀬フェスタ開催事業（第 11 節 広報に記載） 以下省略</p> <p>【計画事業】</p> <p>事業名</p> <p>1 ビオトープネットワーク事業</p> <p>・サブタイトル</p>	<p>【施策の体系図】について、以下のように追加されたい。</p>  <p>多くの個人や団体が参加できる機会づくり</p> <p>三番瀬フェスタ開催事業（第 11 節 広報に記載） 以下省略</p> <p>追加</p> <p><u>三番瀬人材バンク事業（仮称）</u></p> <p><u>三番瀬パスポート制度（仮称）</u></p> <p><u>三番瀬の維持・管理活動の支援</u></p> <p>事業名のサブタイトルについて、以下のように修正されたい。</p>	<p>新規事業の提案に伴い、施策の体系を整理した。提案理由は、下記を参照されたい。</p> <p>ビオトープネットワークは、学校のみならず公園緑地等、また土地所有</p>	<p>計画素案 36頁</p> <p>計画素案 37頁</p>
---	--	---	---

<p>(学校を中心としたビオトープネットワーク)</p> <p>・ 5か年の目標</p> <p>流域を含めた学校を中心としたビオトープネットワーク計画の策定</p> <p>・ 事業内容</p> <p>三番瀬の再生には、・・・が必要です。 このため、学校等を中心として、・・・キーワードとしたビオトープネットワーク計画について、・・・策定します。</p>	<p>(学校や公園緑地等を中心としたビオトープネットワークの形成と展開)</p> <p>5か年の目標について、以下のように修正されたい。</p> <p>流域を含めた学校や公園緑地等を中心としたビオトープネットワーク計画の策定と展開</p> <p>事業内容について、以下のように修正されたい。</p> <p>三番瀬の再生には、・・・が必要です。 このため、学校等を中心として、・・・キーワードとした<u>流域をつなぐ</u>ビオトープネットワーク計画について、・・・策定します。 <u>さらに、ビオトープネットワークの展開を促進するため、住民による生物マップ作りを支援するとともに、個人や民間企業等の協力を得て生息地の連続性を確保することによってビオトープネットワーク形成を促進するための手法を検討します。</u></p>	<p>者、民間企業等の協力によってはじめて実現するとの理由からビオトープネットワークの形成と展開というサブタイトルに変更すべきである。</p> <p>ビオトープネットワークは、学校のみならず公園緑地等、また土地所有者、民間企業等の協力によってはじめて実現するとの理由からビオトープネットワーク計画の策定と展開と変更すべきである。</p> <p>ビオトープネットワークが、上流から三番瀬までの流域をつなぐことを意識していることを明確にするため、「流域をつなぐ」を加える。 ビオトープネットワークの展開を図るためには、住民によるモニタリングや生息地の連続性を確保するための地権者の協力が必要なことから、生物マップ作りの支援や個人や民間企業の協力によるビオトープネットワーク形成を追加すべきである。</p>	
--	--	--	--

2 新規事業の提案（35の計画事業以外に、新たな取組が望まれる事項）

節・事業名	事業内容		提案理由 (5か年で取り組むべき理由)	備考
	5か年の目標	必要性、目的及び取組内容等		
「第9節 維持・管理」 三番瀬人材バンク事業 （緊急・早期着手事業）	三番瀬人材バンクの創設	三番瀬の再生のためには、多くの県民の参加を促進し、三番瀬再生に係る人材の活用や紹介をすることが必要です。 このため、三番瀬再生にさまざまな形で協力できる人材を登録する人材バンクを創設し、県の再生事業に協力いただくとともに、地元市・NPO等から依頼があったときは、人材の紹介を行います。	住民参加による三番瀬の維持・管理を実現するためには、多くの県民の参加が必要である。 この5か年で取り組むべき課題としては、積極的に人材を登録し紹介する制度を創設し、その運用を図ることである。	計画素案 37頁

<p>三番瀬パスポート制度（仮称）</p> <p>（緊急・早期着手事業）</p>	<p>三番瀬における地域協働の促進のための手法の検討</p>	<p>三番瀬の再生のためには、多くの県民の参加を促す地域協働のしくみづくりが重要です。</p> <p>このため、三番瀬の再生に関わる漁業者や地域住民をはじめ多くの人々が、広域的に地域協働を行うことのできる手法（三番瀬再生計画案で提案された住民参加活動と千産千消を組み合わせた地域通貨制度である「三番瀬パスポート制度(仮称)」等）について検討を進め、可能なところから直ちに実施して行きます。</p>	<p>多くの県民が参加した三番瀬再生を実現するためには、三番瀬に関わる漁業者や地域住民など多くの人々が、広域的に地域協働を行うことのできるしくみづくりが重要である。</p> <p>この5か年では、三番瀬再生計画案で提案された住民参加活動と千産千消を組み合わせた地域通貨制度としての「三番瀬パスポート制度（仮称）」などについてその実現可能性を検討する。</p>	
<p>三番瀬の維持・管理活動の支援</p> <p>（継続的事業）</p>	<p>三番瀬における維持・管理活動の支援の継続</p>	<p>三番瀬再生のためには、県による維持・管理活動のみならず、関係市や地域住民によって行われている維持・管理活動との連携が重要です。</p> <p>このため、クリーンアップ活動等、三番瀬において地元市や地域住民などによって行われている維持・管理活動を引き続き支援して行きます。</p>	<p>三番瀬の維持・管理活動は、地域住民や広く県民の参加によって行われることが望ましい。</p> <p>この5か年では、クリーンアップ活動等、三番瀬において関係市や住民によって行われている維持・管理活動を引き続き支援して行くこととする。</p>	

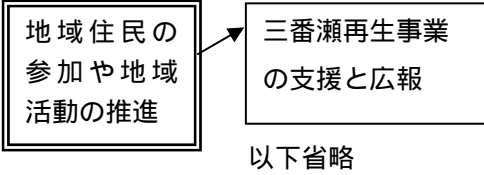
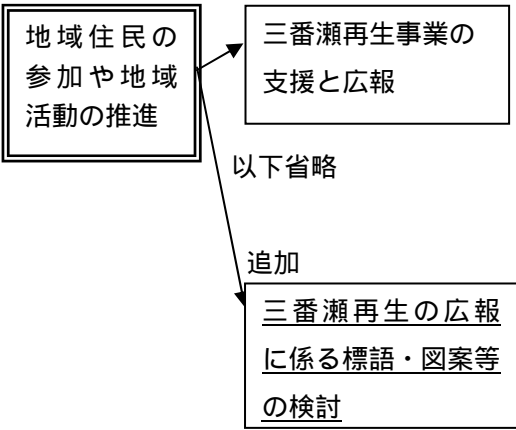
1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」</p> <p>【計画事業】</p> <p>事業名 ラムサール条約への登録促進の取組</p> <p>・事業内容</p> <p>・・・このような国際的価値を持つ三番瀬がラムサール条約に登録されることは・・・</p> <p>・・・ラムサール条約の趣旨を活かした三番瀬の再生・保全・利用についての考え方を共有できるよう、関係機関との連携、関係者との調整を進めます。</p>	<p>事業内容について、以下のように修正されたい。</p> <p>・・・このような国際的価値を持つ三番瀬が<u>行徳湿地等の関連地とともに</u>ラムサール条約に登録されることは・・・</p> <p>・・・ラムサール条約の趣旨を活かした三番瀬の再生・保全・利用についての考え方を共有できるよう、<u>関係機関との連携、漁業者をはじめとする関係者との調整を進めます。</u></p>	<p>ラムサール条約への登録には、「行徳湿地」との連携を考慮する必要があるため、文言を追加すべきである。</p> <p>なお、「行徳湿地」は、三番瀬にとって「<u>後背湿地</u>」として位置付けられ、事業計画素案にあっても三番瀬の再生について、重要な位置付けがされている。</p> <p>ラムサール条約は漁業との共存を謳っており、また、特に、漁業者に条約の趣旨を充分理解願う必要があるため、調整が必要な関係者の内、漁業者を例示すべきである。</p>	<p>計画素案 40頁</p>

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

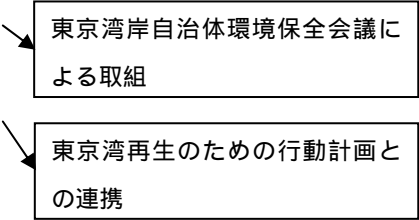
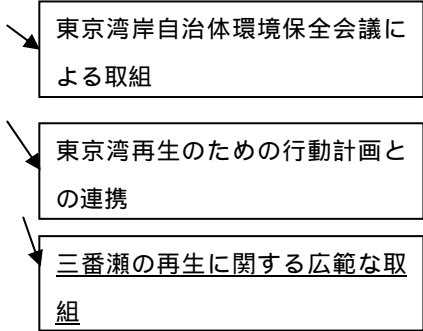
素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第11節 広報」</p> <p>【施策の体系図】</p>  <p>地域住民の参加や地域活動の推進</p> <p>三番瀬再生事業の支援と広報</p> <p>以下省略</p>	<p>【施策の体系図】について、下記のとおり追加されたい。</p>  <p>地域住民の参加や地域活動の推進</p> <p>三番瀬再生事業の支援と広報</p> <p>以下省略</p> <p>追加</p> <p>三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討</p>	<p>新規事業の提案に伴い、施策の体系を整理した。提案理由は、下記を参照されたい。</p>	<p>計画素案 41頁</p>

2 新規事業の提案（35の計画事業以外に、新たな取組が望まれる事項）

節・事業名	事業内容		提案理由 (5か年で取り組むべき理由)	備考
	5か年の目標	必要性、目的及び取組内容等		
<p>「第11節 広報」</p> <p>三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p>	<p>三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討</p>	<p>三番瀬の再生のためには、NPOなどによる多様な取り組みを支援し、県民や企業の参加を促進することが重要です。</p> <p>そこで、三番瀬の再生に関わるさまざまな分野の人々が共通に使える再生に係る標語(キャッチコピー)や図案(マーク、エコラベル)等について検討し、可能なところから実施して行きます。</p>	<p>三番瀬再生は、県のみならず、幅広い主体によって行われるものであるが、これらさまざまな主体が共通に使える標語や図案の利用が有効である。</p> <p>この5カ年では、三番瀬再生の標語(キャッチコピー)、図案(マーク、エコラベル)等について検討し、可能なところから実施していく。</p>	<p>計画素案 43頁</p>

1 事業計画（素案）本文の修正

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

素案の該当部分	修正意見	修正理由	備考
<p>「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」</p> <p>【施策の体系図】</p>  <p>【計画事業】</p> <p>事業名 国、関係自治体等との連携による広域的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5か年の目標 ・・・これまで以上に河川流域や東 	<p>【施策の体系図】について、以下のように追加されたい。</p>  <p>5か年の目標について、以下のように追加されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・これまで以上に河川流域や東 	<p>素案に掲げられている項目に加え、「広域的な取組」も施策の一として明示されるべきである。なお、「広域的な取組」の具体的内容等については、下記を参照されたい。</p> <p>本節の取組については、広報的效果も期待しうるものであり、当該効果に関連する内容も目標に掲げるべきである。</p>	<p>計画素案 44頁</p> <p>計画素案 45頁～ 46頁</p>

<p>京湾周辺の自治体と連携して、広域的な取組を行います。</p> <p>・事業内容</p> <p>(4)東京湾再生のための行動計画との連携 国土交通省などの関係機関・・・陸域負荷削減策、海域における環境改善対策などを、実施します。</p>	<p>京湾周辺の自治体と連携して、広域的な取組を行います。<u>このことによつて、三番瀬の再生に資するとともに、東京湾内に残された貴重な自然としての三番瀬の重要性を広く知らしめます。</u></p> <p>事業内容について、以下のように追加されたい。</p> <p>(4)東京湾再生のための行動計画との連携 国土交通省などの関係機関・・・陸域負荷削減策、海域における環境改善対策などを、実施します。</p> <p><u>(5)三番瀬の再生に関する広範な取組</u> <u>上記の取組に加えて、県内や他都県の類似事例との交流会の開催、河川上流との経済的社会的交流の強化など、広域的な連携を図るための広範な取組を企画し、実施します。</u></p>	<p>【第1次事業計画の目標】として流域住民への啓発・イベント等の継続的実施が掲げられており、5か年の目標について、広報的内容を追加したところであり、これらの目標に対応する「広範な取組」を明示すべきである。</p>	
--	--	---	--